

昭和二十八年七月二十一日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 井出一太郎君
理事 足立 篤郎君 理事 網島 正興君
理事 平野 三郎君 理事 金子與重郎君
理事 足藤 覺君 理事 佐竹 新市君
理事 安藤 覺君

小枝 一雄君 佐々木盛雄君
佐藤善一郎君 佐藤洋之助君
福田 喜東君 松岡 俊三君
松山 義雄君 吉川 久衛君
井谷 正吉君 芳賀 貢君
稻富 稔人君 川俣 清哲君
久保田 豊君

出席政府委員

農林事務官
(農地局長)

食糧庁長官

委員外の出席者

専門員 難波 理平君
専門員 岩隈 博君
専門員 藤井 信君

七月十七日

農業倉庫整備資金増額に関する請願
(小平忠君紹介)(第四五五八号)

農業政策確立に関する請願(加藤高
藏君外一名紹介)(第四五五九号)

広島県東部の農業災害対策確立に關
する請願(高橋順一君紹介)(第四五
六〇号)

暗きよ排水工事施行に関する請願
(小平忠君紹介)(第四五六一号)

土地改良法の一部改正に関する請願

第一類第九号 農林委員會會議錄第二十一号

昭和二十八年七月二十一日

農林委員會會議錄第二十一号

昭和二十八年七月二十一日

昭和二十八年七月二十一日

昭和二十八年七月二十一日

(早稻田柳右エ門君紹介)(第四六七
四号)

農林漁業組合に対する長期低利資金
融資に関する請願(鈴木善幸君外一
名紹介)(第四六八一号)

入鹿川上流地帯治山事業施行の請願
(篠田弘作君紹介)(第四六九五号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十八日

電力会社所管電柱敷地補償引上げ
に関する陳情書(浜松市板屋町三百
七十一番地ノ四静岡農西道農業協同
組合協会会長鈴木光次)(第九四五
号)

家畜保健衛生所増設に関する陳情書
(滋賀県知事服部君吉)(第九四六号)
愛媛県下の豪雨による水稲等農作物
被害に対する対策の陳情書(松山市
一番町徳永金生外一名)(第九四七
号)

有馬島獣除に対する救済策早急実
現に関する陳情書(岐阜県町村長会
長渡辺栄一)(第一〇一九号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

農産物価格安定法案(足立篤郎君外
二十三名提出、衆法第三四号)

開拓融資保証法案(内閣提出第一〇
五号)(參議院送付)

土地改良法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一六〇号)

○井出委員長 これより會議を開きま
す。

内閣提出、參議院送付にかかる開拓

融資保証法案を議題といたし、質疑を
行います。金子與重郎君。

○金子委員 開拓者の経済的な基礎が
薄弱であつて、しかも一応入植いたし
ました開拓者が、今後いかなる方法で
経済的に基礎的な安定をするかといふ
ことに對しては、非常に重要な問題で
ありますので、この際、開拓融資保証
法を出して、資金關係に一手を打つて
行くといふことは適切なことでありま
すが、問題は日本農業の特質といたし
まして、企業的に成り立たない。一般
の旧農耕地でさえ企業採算としては成
り立たないといふ大きな宿命を持つて
おるのでありますが、その上に開拓者
は、比較的地質におきましても環境に
おきましても、すべて経済的な面から
見て不利な状態にあることは、これは
現実の問題であります。従つてこれら
の融資の面にあつて一番問題になり
ますのは、利子の利率の問題でありま
すが、今度の開拓融資に対する利率の
問題に對して、政府はどういうふうな
見解と、どういふふうな行き方をする
か、具体的に御説明願ひたいと思いま
す。

○平川政府委員 利子の問題はこの法
案に直接にはうたつておりませんが、
この機会に農林中央金庫とも交渉をい
たしまして、農林中央金庫といたしま
しては、現在日歩二銭六厘でこの短期
融資をいたしておりますが、これを二
銭四厘までは無条件に下げることと同
意をする、しかしわれ／＼といたしま
しては、二銭四厘でもなお不十分であ
る、さらに二銭二厘ぐらいまでこれを
下げてもらいたいという折衝をいたし
ております。これにつきましては、他
の農業手形その他の關係もあります
ので、中金例といたしましては、二銭
二厘まで下げるについては、日本銀行
の適格手形にとつてもらうといふよう
な点について、さらに一応交渉をいた
した上で決定したい、こういうこと
でございまして、われ／＼といたし
ましては、二銭二厘ぐらいまでせひ下
げたい、かように考えております。た
だ若干そういう問題が残つておるわけ
であります。

○金子委員 そうしますと、特別な利
子補給なり何らかの仕事をせなんだ
も、一つのやり方で農手並には行くと
いふ見通しでありますか。

○平川政府委員 農手の方は中金とし
ては二銭でございしますが、そこまでは
実は無理と思ひます。但し農手の方
は、末端に参ります場合には二銭五厘
になつております。こちらの方は開拓
協同組合を通します關係上、中金から
二銭二厘で出ますれば、少くとも農手
よりは安く行くといふように考えてお
ります。

○金子委員 それが矛盾なんです。た
とえば今の協同組合系統を通つてお
りますものは、中間において利ごやとい
うものを若干持つておるのであります
けれども、今の開拓關係の融資には、
中間機関というものがただで行つてい
るものがたいへんある。これは實際問
題として、今開拓している人たちは長

くやる意気込みでやつておりますか
ら、こういう状態で間に合うけれど
も、これを恒久的にやるといふことに
なると、一つの事務なり仕事をすると
いふことになりまして、ただできると
いうことはありませんので、従つて今
までの基金のあり方や何かが、直接中
間利ざやといふものがなくやつてい
るからといつて、それだから末端に行け
ば大差はないといふふうな問題は、今
までもあつたのであります。この場
合も中間機関といふものがこの金を取
扱つて、相当とは行かなくとも、ある
程度までの手数料がないと現実に行つ
て行けないのですから、手数料をつけ
てもその線に行けるといふ考え方では
ないかと思ひます。その点はどうお考
へになりますか。

○平川政府委員 この保証協会に對す
る政府の出資金といふものがございま
して、これが利子を補うわけでありま
す。この利子は中央及び地方の保証協
会の事務費に充てたい、一応私どもは
それでまかなえるのではないかとと思
つておりますが、しかし、もしまかな
ないといふたしましても、この中間の
事務費に該当すべき利ざやといふもの
は、現在の農手の系統機関がとつてお
りますような大きなものは、どうとい
いらないのであります。利子収入も
あることでありますので、かりにとる
といふたしましても、せい／＼一厘か二
厘で済むのではないかと、従つて末端に
おいては農手が二銭五厘でありますの
に對して、かりに中金から二銭二厘で

くやる意気込みでやつておりますか
ら、こういう状態で間に合うけれど
も、これを恒久的にやるといふことに
なると、一つの事務なり仕事をすると
いふことになりまして、ただできると
いうことはありませんので、従つて今
までの基金のあり方や何かが、直接中
間利ざやといふものがなくやつてい
るからといつて、それだから末端に行け
ば大差はないといふふうな問題は、今
までもあつたのであります。この場
合も中間機関といふものがこの金を取
扱つて、相当とは行かなくとも、ある
程度までの手数料がないと現実に行つ
て行けないのですから、手数料をつけ
てもその線に行けるといふ考え方では
ないかと思ひます。その点はどうお考
へになりますか。

出しますればどう悪くても農手よりは悪くなる気づかいが絶対でない、かように考へておられます。

○井出委員長 他に御質疑はありませんか。なければ、これにて質疑は終局いたしました。

お諮りいたします。これより討論を省略して、ただちに採決したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めます。

これより開拓融資保証法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○井出委員長 起立総員。よつて本案は原案通り可決すべきものと決しました。

○井出委員長 次に、土地改良法の一部を改正する法律案を議題といたし、前会に引続き質疑を行います。川俣清君。

○川俣委員 これについて農地局長の御答弁を得て十分審議したいと思ひます。第一の問題として提起したいのは、農業に関する法律が出るたびごとに、または改正される場合、その一つ／＼を見ると、いずれもものともな方法が盛られてあつて、まことに時宜に適したものだと思はれるし、また農民の期待に沿うものだと思はれるのでありますが、これらの法律が末端に行つて行われる場合におきましては、少しばかりの予算が各方面から流れて来て、ほんとうに実の成るような結果が来ない場合が多いのであります。この法律も改正されました結

果、かなり今までの手続を簡素化して、事業目的を達成しようという意図であり、手続を簡素にするという事柄も必要であります。簡素にした場合に、それに伴うところの予算化ができていなければ、どんなに手続を簡素にいたしても、目的が達成できないと思ひます。この予算について簡素化から来るところの——簡素化というものは事業を達成させようとするところから簡素化するのだと思ひます。であります。さてこの簡素化する目的であるところの事業の発展を願うとしますれば、どのように予算を多く組まれたかという点を、御説明願ひたいと思ひます。

○平川政府委員 手続を簡素にいたします。そのために特別に何か事務費をよけい要するということはないのじやないかと私も考へております。これに伴つて特別の予算措置は別に講じておりません。

○川俣委員 今まで手続を非常にむづかしくしたのは、私は反面において予算を持つてないから予算削減の上から見る／＼と制肘を加えておつたように見えるのです。たとえば簡素法にいたしても、いろいろ／＼な手続を経なければ予算獲得ができないというふうに簡かに法文上の欠陥はあつたけれども、予算は十分に伴つてない、土地改良を設けたいといふような希望でこつた希望が、それでは現在までこつた希望が、それでは現在までこつた希望を満たしていただい

○平川政府委員 何パーセントとい

ほど正確には申し上げかねますけれども、現在までの土地改良の事業にいはば簡素法に基づく土地改良の事業にいたしても、この審査というものはな面につきましては申請のあるものはすべて審査をいたしております。ただ問題は、事業費の方が非常に制約を受けておるために、せつかく申請を受けて、しかもそれが計画から見ても、採択してよろしい事業であるといふふうに判定いたしました。事業費の關係でできないといふことでございまして、申請そのものに對する審査はすべていたしておるわけでありまして。

○川俣委員 私の言うのは、すなわち事業費が十分盛られていなければ簡素にしても——簡素にしたから十分予算がついて来るであらうと思つて期待しておるのだらうと思ふ。問題は簡素にすることは予算が伴うと思つて期待しておるので、法文上の期待じやないと思ひます。結局事業費がこれだけついで来るというところに期待があるので、簡素化されることにももちろん期待を持しますけれども、それは予算が伴うからそこに期待があるのだといふふうには私は見るのです。局長はそう思ふのですか。ただ法文を簡素化すればそれで目的は達成したのだといふふうには考へないで、どういふふうにお考えになつておるのですか。今日農民の要望、各府県の要望は、法律上の簡素化でなくて、簡素に申請したならばただちに事業費がついて来るというところに期待があるのだと私は思ふのですが、そうはお考えになつておらないのですか。

○平川政府委員 これはもちろん御意見の通り、農民の一番の希望と申しますか、これは希望の事業が急速に達成

され、それに必要な事業費が迅速に交付されるというところにあると思ひます。ただこの問題は一応予算の問題であり、事業費の問題は、やはりこれだけの事業を国策の中で特に重点を置いてやらなければならぬ。そのためにこれだけの予算を組まなければならぬという問題として考へておられますので、この手続の方は一応予算とはもちろん矛盾もありませんし、必ずしも何と申しませんが、予算が多い方がいいし、手続は簡素な方がいい、こういう關係にあると思ひます。そういう意味におきまして、予算は予算で今後またできるだけ十分に与へるよう進めて参りたいと思ひます。同時にせつかく金があるのに、逆に手続が煩瑣なために、事務的に遅れるという面を防ぐ意味においては、やはりこの改正が意味があるのじやないか、かように考へております。

○川俣委員 手続が非常に複雑なために、せつかくの申請が事業の目的を達成するために時期が遅延する。それを何とか救済しなければならぬといふお考え方は、私はもつともだと思ひます。しかしそれが百パーセントの希望を満たし得る場合においては、これは確かに仰せの通りなのです。どうせ申請したつて全部の要望が達成できない。各府県からの要望におそらく二〇％程度より沿ひ得ないだらう。あるいは二五％より沿ひ得ないであらう。簡素化することに私は反対でないけれども、簡素化しただけで目的を達成するといふような考へ方について、もう一べん考へてほしい、こういうことを言つておるのであつて、簡素化そのものについては反対じやない。簡素化するからには、おそらく多くの農民はこ

れによつて期待通りの金がすみやかに来るであらう。申請されたものに伴つて国の補助があるであらう、こういうことに期待をかけておるのであつて、事務はむづかしい、手続が非常に複雑だといふことは、金の来ることを遅いといふことと同時に、それよりもつと予算化が希望されておるといふふうにか考へるべきだと私は思ひます。大體土地改良法というのはいはば法律だといはれておりますのは、法律がよいのではなく事業がよろしいのであつて、事業が達成しなければ法律などとは無意味だといふことになる。従ひまして簡素法が出て参つたり、あるいは傾斜地の問題が出たり、海岩砂丘地の問題が出て来たり、灌漑畑地の問題を上げなければならぬ。これはこの法律でやれるのです。この法律でやれないと思ひますが、やれると思ひますか。その点どうお考えになりますか。

○平川政府委員 それはまさにこの法律で十分できると思ひます。

○安藤委員 関連して……。川俣委員の言つておられるこの法律のみならず、すべての法律がそうでありますけれども、末端に行つてまづた農民の食につきにくいものになつてしまつた。この法律においても同様な姿が現れて来る。これについては当委員会において現れた気持というものは、立法するほうの精神というものは、末端に徹底してないのじやないか。この意味においてこの法律が正しく施行されているかどうか、そしてよりよくこの法律の目的が達成するように要請されているかどうかといふことについて、本省の方から随時督促員ともいふべきものを派遣せられて、あるいは

會議を招集せられて、徹底させるよう
な考え方を待つておられないかどう
か、その点だけを一点承りたい。
○平川政府委員 末端におきまして法
律がその趣旨とするところを正しく運
営いたしますように、適当なときに
ある程度巡回的に係官を派遣いたしま
すとか、あるいは系統の農地事務局あ
るいは府県の係官を集めまして、趣旨
の徹底に努めるとか、ことに改正当時
におきましては、ある程度念入りに全
國的に一応趣旨の徹底をはかりたいと
思っております。

○川俣委員 今の局長の答弁によりま
すと、積弊法にいたしても、砂地に
いたしても、灌漑地にいたしても、
いたしても、この法律でやれるという御説
明です。私もそういう見解を持つてお
ります。しかるになぜそういう法律案
が出て来るのか、この法律案が一つあ
ればいいのに、なぜ出て来るかという
問題です。これはこの法律に予算の裏
づけがないためにいろいろ法律が出て
来るのです。予算獲得のために出て
来るのです。そう思いにならないで
すか、この法律が不備なために出て来
るとお思いになりませんか、予算が不
足のために、予算獲得のためにこうい
う特別立法が出て来るとお思いになり
ませんか、その点お伺いいたします。
○平川政府委員 やはり予算がそうい
う施設に対して十分つかない。それを
法律の力によつて予算がはつきりする
ようにしたい、こういう御趣旨だろう
と思います。
○川俣委員 私はそういう意味で、こ
の法律をわざ／＼簡素化されまして
も、予算が多くなり来なければ、簡

素化した意味は達成できないのじやな
いか、こういうお尋ねをさつきからい
たしておるわけですが、簡素化が目的で
なくて、簡素化に伴つて予算が増額さ
れて来るといふことでなければならな
い。希望に沿ひ得ない結果が出て来る。
今までの十件出たものが十二件、十五件
と出て来る形になるだろうと思ふ。今
までは手続が非常に複雑であり、いろ
いろな問題がありましたために、相当
制約を受けておつた。今後それが簡素
化して／＼出て来るのは好ましいこと
です。土地改良の上から多くの申
請の出ることは好ましいことでは
ない。しかしながらその割合がだん／＼
予算の面からいって制約を受けて来る
といふことでありまして、法律では
たくさん出ることと奨励しながら、予
算の面から制約するというのでは、
その目的が達成できないのじやない
か、その点をいかがお考えですか。

○平川政府委員 まさにこれは御意見
の通りでありまして、私も同様の思
ひです。事業費の予算は現在の程度
ではいかぬ。これを十分拡充する必要
があると考へておるわけです。ただこ
れは予算の折衝の問題になります。明
年度におきましてはこれに力
をつぎ込みたい、かように考へてお
ります。
○川俣委員 委員長、今お聞きの通
り、局長の説明ではその趣旨はよくわ
かるので、予算化が問題だ、という
ことになりまして、そうなりますと、こ
れは局長だけの御答弁では不十分なの
でありまして、その点では大臣の御出
席をお願いしなければならぬと思ひ
ます。大臣の御出席があつてから討論
するようにあとの手続をお願いをいた
しておきます。質問は続行いたしま
す。

今度のは部分の問題ですが、法文の上
から二、三の問題をお尋ねいたしたい
と思ひます。今度、総代のときに
総代は五百人以上でなければならな
かつたのを、今度は三百人以上に
つたのであります。それとも私は運営上
あるべきだと思ひますが、さらにこ
れを二百人とか百人にできないのか、
どういふところから三百人といふ
に限定されたのか。五百人以上の組合
員でなければならなかつたのを三百人
とされたといふことは、私は全体の運
営の上から必ずしも悪いことではな
く、むしろ好ましいことだと思ひま
すが、さらにこれを二百人とか百人に
できない理由はどこにあるか、この点
の御説明をお願いしたいと思います。

○平川政府委員 これは別に三百人が
絶対といふわけのものでもないと思
ふのであります。ただ農民の意思が正し
く反映することのために必要な限度と
いふものを考へておりました。たと
えは総代会を設けずして、たと
えは何十人以上といふように、その程
度のものは置かなければならぬとい
ふことになつておりました。一方便宜
といふ点からいへば、なるべく少いこ
ろまで総代制を認めるといふことにも
なりませんが、あまり少いところまで一
挙に下げるといふことは、農民の意思
を正しく代表するといふ意味におい
て、あまりに疎になつてしまふのでは
ないかといふような意見も法制局等
にございまして、一応この程度まで引
下げるということにいたしましたわけ
であります。

○川俣委員 これは土地改良区の実
際の例ですが、実は二百人でも百人く
らゐても総代会を設けておるところが
あります。法律に基かないといふふう
にあなた方は考へになるかもしれな
いが、実際の運用としては行われてお
るわけですね。それからそういう運用
が行われておるものであるからして、
やはりこの条項に規定することの方が正
しい運用ができるのではないかといふ考
え方をいたすのであります。この点
いかがですか。

○平川政府委員 これは、二百人とか
百五十人とかいふような場合には、形
式は総会でありまして、委任をする
ことができないことになつておしま
して、一人が数人分の委任を受けて総
会を開くといふことで、実際上は総代
会といふ目的を達しておる、かように
考へております。

○川俣委員 問題はそこにあるので
す。委任を受けるというところに問題
があるのです。従ひまして、その委任
といふものが、非常に信頼を受けた場
合もありまして、あるいは一つの策
動によつて行われる場合も起つて来
るわけですね。だから法制化の必要が
あるのではないか、こういう点なん
で、この点についてももう少し御研究願
ひたいと思ひます。これは実際に行わ
れておるのではありません。むしろ法制
化しておらないために弊害が出て来
る面が大いにあるのではないか、こ
ういふことですか、これは御考慮を
お願いしておきたいと思ひます。

○平川政府委員 同僚はこれはまづた
く同意でありますから、利害関係人が
反対であるといふ場合には、いけな
い

わけでありませう。意見を聞くことは、その意見を参考に聞くということでありまして、その意見が反対であつても、必ずしもその通りにしなければならぬというのではない。しかし尊重はもちろんださなければならぬ。けれども、絶対にそれが反対であればできないというものではないといふところが違つてゐる。

○川俣委員 それではさらにこの問題についてお尋ねいたしますが、設立の場合には利害関係人の意見を聞くのですが、事業変更の場合には利害関係人の意見を聞かないでもよろしいのですか。この点がどうも明瞭でないようでありませう。

○平川政府委員 変更の場合にも利害関係人の意見を聞くというふうになつております。四十八条の第二項に、地域内の組合員の同意を得なければ、重要部分を変更することはできないといふ趣旨がうたつてあります。

○川俣委員 それは、組合員の同意は得なければならぬでしょうが、利害関係人の点はどうなつておりますか。

○平川政府委員 第三項で準用いたしております第九條、この規定によりまして、その意見を聞くことになると思ふのであります。

○川俣委員 次に、農業委員会が交換分合計画を決定することになつておりますが、その農業委員会の交換分合計画の決定と本法との関係を、一体どのようにお考えになつておるか、この点お尋ねしたいのですが、土地改良区の設定計画がなされる場合に、農業委員会の意見を聞くことが必要だといふ規定も別にならないうであります。しかしながら交換分合の計画と土地改

良の事業とは非常に関係が深いのでありますから、交換分合の計画だけは農業委員会の意見を聞いてこの土地改良の方はあえて聞く必要はないという見解はどこから生ずるのですか。

○平川政府委員 市町村農業委員会に對しまして、やはり利害関係人としての意見を述べる機会が与えられておるわけでありませう。

○川俣委員 農業委員会は交換分合の計画ができるわけですね。ところが土地改良の方はできない。広い意味からいふと交換分合もまた土地改良の一部であります。その一部はできるが全体はできないという理由がはつきりしないのです。土地改良の方はただ意見を聞くだけだが、交換分合の方は計画が決定できるわけですね。一部は決定権を持つておつて、全部には決定権がないといふこの区別をされたのはどういふわけですか。

○平川政府委員 土地改良の事業自体になりますと、これは一種の事業でございませうから、土地改良区というふうな経済的な事業のできるような主体にだけやらせることはやらせる。ただ土地の権利関係の変更というふうな交換分合——見方によりましては、お話のように、これが基本であるといふことも言えますけれども、事業の性質としては、交換分合であるとか、あるいは土地改良の跡始末の換地処分であるとかいふような権利関係の問題につきましても、これは農業委員会にやらせることも可能で、かつこうだと思ひます。ただ事業自体になりますと、これはやはりそういう経済行為のできるような主体にやらせたい、こういう考えであります。

○川俣委員 農業委員会が実行団体となり得ないから、土地改良の事業に参加することはできない、こういう御答弁ですが、私のお尋ねしているのは、交換分合の計画が決定できる、従つて土地改良区の設定の計画もできないればならぬと思うが、これは私は強要するのじやないのです。土地改良の一部であるところの交換分合計画は決定できる。しからば土地改良区の設定計画等もできてもいいのじやないのか。

○平川政府委員 これはやはり土地改良事業全体として見ますと、原則としては土地改良区というものが、土地改良の交換分合を含めまして広い意味における土地改良事業全体の主体として、そのために専門的に設けられる主体でございませうから、これが第一次の主体として本體であると考えておるわけでありませう。ただししかしながら、事柄の性質によりまして、たとえば協同組合にやらしてもいいものもあるし、また農業委員会にやらしてもいいものもある、あるいは市町村にやらしてもいいものもあるとわれ／＼は

考えておるわけですね。あくまでも土地改良区がこれの第一次的な事業主体としてのものである。本體である。しかしただいま交換分合については農業委員会がやることを認めてもいいじやないか。しかしさればといつて、その場合におきまして土地改良区が行うことをもちろんだ認めておるわけですね。しかし協同組合や、あるいは農業委員会に、ことに交換分合については、やはりいいじやないか、こういう考え方でありませう。

○川俣委員 そうすると、交換分合は事業主体になつてもいいというふうな御答弁ですが、私は実はそこまで聞いておるのではないのです。問題は、交換分合の計画は農業委員会が決定するわけですね。土地改良の中にどうして権利の移動が行われて来るわけです。従ひまして問題は、土地改良の中に権利の移動に伴うところの問題が含まれておる。交換分合の点についてだけ農業委員会は決定できる。その他の点についてはただ意見を聞けばいいのではないか。土地改良には必ず権利の移動が伴う。権利の移動が伴わないものはありません。水利権にいたしましても、あるいは土地の地番の移動がかなり行われるわけですね。道路等によりまして権利の一部が喪失したり、あるいは造成したり、い／＼な変化が来るわけですね。権利に關係のない土地改良といふものはありません。そこで農業委員会には交換分合の計画ができるのです。土地改良の事業主体の決定ではないのです。計画を農業委員会が決定できないといふのはどういふ理由によるのか。この理由を聞けばいいので、私

はこうしなければならぬという、強要ではないのです。理由がはつきりしない。もしも土地改良というふうなことは事業主体がやるべきである。こういうことになりませうれば、交換分合だつて事業主体がやればいいのではないか、こういうことになりはせぬか。ちよつと中途はんばに農業委員会を使う点についてどういふようにお考えになつておるか、こういう意味です。御答弁をお願いします。

○平川政府委員 そういふ御意見でありますと、あるいは農業委員会がこの交換分合だけについては主体になれるということが行き過ぎではないかといつたふうにも考えられるのであります。土地改良事業全体として見まして、これは事業をも含めて、その計画の決定についても事業主体が計画をきめるのが、もちろん一番いいわけでありませうから、そういう意味で、計画も事業の実施も含めて土地改良を行うのを本體とする。しかし逆に、お話の中にちよつとありましたように、換地計画等になりますと、これは必ず伴う場合が多いのじやないか。その場合については、五十二條におきまして、六項、七項等に、逆に農業委員会の同意を得なければならぬといふことを入れておるわけでありませう。しかし農業委員会に對する關係としては、そういう換地計画の場合に委員会の同意を得るというふうなことを一方で規定しておけば、主体としては、やはり計画の主体も事業の主体も、土地改良区を立てる方がすべての組織がそれに最もマツするようである。それが最もよろしいといふ考えでつくつて参つたのであります。しかし例外的に、たとえば

協同組合だけでやつてもよろしい、あるいは農業委員会にも、交換分合だけならばやらしてもいいじゃないか、こういうことで、例外的に認めておる、こういう考え方であります。

○川俣委員 局長の答弁は、どうも私の質問していることの要点を十分把握されていないようでありまして、私の質問の仕方にもよるかもしれませんが、私は初めからこうしなければならぬというふうな意見でお尋ねしているのじやないのです。私は事業主体が市町村であつたり農業協同組合であることにはあえて反対しない。また事業主体というものはあくあるべきだと思ふのですが、問題は計画なんです。土地改良区を設定する場合には、かなり利害関係が出て来て、これは必ず農業委員会の意見を聞かなければならぬという問題が計画の中に出て来るわけですね。

私は農業委員会がある以上は——これがなければ別ですが、ある以上は、現在農業委員会が動いておるといたしますれば、土地の移動、権利の移動等について、あとで意見を聞かなければならぬということになつて来る。やはり最初から十分な設計、計画の中に意見を織り込んで計画されるべきじやないかというのが私の最後の問い詰めたいところなんです。農業委員会の現在のあり方についてはいろいろ意見がありますが、この農業委員会法がある以上、土地の権利について発言権を持つてゐる以上は、土地改良区の設定についてはこの意見を入れなければならぬのじやないか。こういう考え方でお尋ねいたしておる。農業委員会のあり方についてはまた意見が別ですが、現在あるまゝの姿とすればこれらの意見

を入れて計画されなければならぬのじやないか。事業主体が事業のやりよいように計画する場合、権利にいろいろの関係を持つて来る意見というものをに入れて設計がなされなければならぬのじやないか。私はこういう意見なんです、この点はいいかがですか。

○平川政府委員 やはり土地改良事業を行ひます場合には、その改良によつて利益を受け、あるいは負担をいたすべきような農民の意思が最も反映するよう組織が必要なのであります。そういう意味から申しますと、やはり土地改良区というものはそういう目的のためにつくられておるわけでありまして、一番それと適合しておるわけでありまして、しかしお話のごとく、その計画について、農業委員会というものが現在あるわけでありまして、これらの意見を聞くことがよろしいし、これは利害関係について意見を述べる機会を与えておる。またそれが権利関係と換地処分というふうなことに関係のある場合には、農業委員会の同意を得なければならぬという制度を設けておる。要するに農業委員会というものがまた別の目的を持つて、ある意味からいへばものと広い意味の仕事をしていたおる。そのために適当な選出方法をもつて構成されておる機構でございますから、土地改良の目的からいいますれば、最もこれにマッチした組織を持つておる土地改良区というものを表に立てて、そうしていろいろ村に關係のある機構の意向を徴するチャンスを与えておる。しかし土地改良事業の中でも、先ほど申しましたようないろいろな組合あるいは委員会等にまかせてよろしいやうな部分的なものについては例外的

にこれを認める。こういう考え方であります、多少考え方の違いというところにもなるかと存じますが、そういう考え方で、一つの統一した考え方をとつておるつもりでございます。

○川俣委員 どうも局長は農業委員会の現在の機構及び任務を十分御理解にならないところからする御答弁じやないかと思ふのです。私は農業委員会が事業主体にならなければならぬといふやうな質問をいたしておるのじやないのです。たまたま交換分合が事業主体的な地位を持つておるということもあるけれども、これは例外であるといふふうには私も認める。その意味ではなくて、土地改良という内容の中には農道の変更あるいは水路の変更等が行われまして、水路の変更が行われまると、当然土地の所有権の問題とぶつかつて来るわけですね。問題は、農業委員会というものはこういう土地問題の紛争をも取扱うのでありますから、単なる利害関係人だといふふうに見られるのは農業委員会のあり方に対する十分な認識がないのじやないか。これは利害関係人というよりも、そういう利害の衝突の調整機関でもあるわけですね。その調整機関を利害関係人と見るのは私はおかしいのじやないかと思ふ。裁判所を利害関係人と見るのと同じで、調停機関を利害関係人と規定して、それで十分な意見が反映するのだと見るとところに私は無理があると思ふ。一方農業委員会の委員はこの中の組合員である場合が多い。だから利害関係人だと見るのはどうも実際に当てはまらないところが出て来る。農業委員会の意見を利害関係人の意見として聞かなければならぬという考え方でなしに、今

のように土地紛争に対する調停役を持つており、その紛争に介入しなければならぬものでありますから、それらの設計については、それらの意見を初めから取入れておるべきではないか。こういう意味でお尋ねしておるのであります。

○平川政府委員 あるいはそういう意味で農業委員会の意見をまず聞くといふ制度も成り立つかと思ひます。それも一つのあり方はいい制度かもしれませんが、さしあつたりの私どもの現在出しております案の考え方といたしましては、農業委員会が農業委員会として土地改良についての権限を持つておりますことと相對しまして、土地改良区というものが本来土地改良事業を目的としておる。そのために必要な人間をみな合理的に集める、その意思が適正に反映されるやうな機構をもつてこれがつくられておるわけでありまして、その他の、極端に申せば、土地改良区だけをこの土地改良事業の計画主体、事業主体として、それ一本で行くという考え方も土地改良の建前としてはあり得ると思ふのであります。その場合においては、その計画自体については、あるいは農業委員会の意見を聞く、あるいはその他の意見を聞く機会を与える構成というものはもちろん考えられるわけでありまして、この案については農業委員会といふものは、一応利害関係人の中に入れて考えておるべきけれども、これをさらに独立した何かとつと重要な段階としてその意見を聞く制度を設けるべし、これは一つの御意見であらうかと思ひます。しかしさればと

いつて農業委員会をこの土地改良事業の計画を決定する機構としてまつ先に立てる、あるいは土地改良区と同等に立てるといふことについては、多少行き過ぎじやないだらうか。私どもはいたしましては、一応それは土地改良区にやらせて、農業委員会等についてはこれに對して意見を述べる機会を与へる。その与え方が利害関係人という程度では少し薄弱ではないか、こういう御意見かと思ひますが、一応そういうことで意見を述べる機会を与へまして、しかしお話の中にありますやうな、土地の権利関係に影響のあるものについてははつきりと委員会の同意がなければならぬ、こういう制度にいたすことによつて大體適正な運用ができるのではないかと、かように考えたわけでありまして。

○川俣委員 どうも私の問わんとするところと答弁とは食い違つておるのですけれども、時間がかかりますから、この点はほんとうはもうちよつとお聞きしたいのですが省略したいと思ひます。

もう一点これに関連して……。手続が簡素化されたことは私は非常に望ましいことだと思ふのです。なぜ今までこんなにかましまし規定をつくつておつたか、こういう問題が出て来るわけですね。蛇足であつたのか、またこの規定がなければならなかつたかと思つたのか。そこで簡素化をどこかに望んでおらなければならぬと思ふ。それで蛇足であつたのか、あるいはこの規定を入れなければならぬか、あるいは考えになつておつたのでありますか、

この点をお尋ねいたします。

○平川政府委員 これは理論的に考えますと、予備審査の手続で第一段階をやつて、さらに本審査をやる、これがいわゆる技術的な検討をいたす方法としては万全を期するゆえんである、こういう考え方はあり得るかと思うのであります。実際問題として、率直に申しますと、この法案をつくり出すときには、司令部の指示によつてつづておりました。この点についてはやや複雑ではありますけれども、手続を完璧にするという点に当時の司令部としては非常に強い関心を持つておりましたので、強い指示があつたのであります。しかし実際問題として運用いたして見ますと、特に従来の日本の国情、農村の事情からいたしましてこれは複雑過ぎる。むしろこの点は簡略にしても、かつ技術的に欠陥が生ずるようなことのないように、一応とにかく技術的にもちゃんと目を通す。また利害関係人もちゃんと発言の機会を得るといふことは、これほど複雑にせんでできるのではないかと。そこで予備審査の問題とかあるいは総代会の問題とか、これらをこの程度に簡素にしても、ちつともさしつかえないじやないか、こういうことが地方からいろいろ強い意見として叫ばれて参りました。また実際私どもも数年の運用の結果、これで十分であると考えまして、改正をいたしましたわけでありまして、○川俣委員 かねなければならぬという理由はある述べられた。その点はいくつ承知いたします。この前私がなぜこういう厳重の規定を置いたかということについて、当時は占領下であつたからという御答弁だけでは承服できない。

い。このくらいの問題で強要されたから、それをのんだというところにはならないと思ひます。強要したところの目的がどこにあつたと理解されておるか、その理解がとぼしいと思ひます。私はこういうふうな理解をいたします。局長にかつて答弁するようになつたなりまして、強要したものは、おそらく個人の権利を十分尊重するという建前を強く表現しておるのだと思ひます。従つて手続を非常に複雑にしておるものかと思ひます。今度の改正は、全体の事業の成績を早く上げさせようというところに簡素化のねらいがあると思ひます。個人の権利と土地改良区全体の権利との間において、今度のねらいは、全体の利益を主として建直されたのである。前の方は全体の利益もあるけれども、まず先に個人の権利を十分尊重しなければならぬというところにかなり重点があつた、こう見るべきではないかと思ひますが、どうなんですか。

○平川政府委員 御指摘のような点も確かにあると思ひます。それから先ほどもちよつと触れましたように、たとえば予備審査とかいうような手続を厳重にいたしておるという点については、そういう関係の個人の利益を擁護するといふことのほかに、事業自体を技術的に間違ひのないように、慎重な手続を経させるという意味があつたかと思ひます。そういう点については、これは、これはくつの上からいって、そういうことが悪いといふことはございせん。そこでそういう利益もあり得るというので、賛成をいたしておつたわけでありまして、それが実際に運用してみると、手続上あまり

に過重な負担になつてゐるということでございます。○川俣委員 どうも局長の答弁はおかしいです。認可を与えたり補助を与えたりするのですから、その計画が十分であるから予備期間を置いたのだという御答弁にはおかしいと思ひます。当然許可したり認可したりして補助を与えるのでありますから、その前提となるものは、十分な調査なり、検討なりが行われなければならぬはずであります。この点は改正されようと思ひます。この点は改正されようと思ひます。予備審査があるから十分の検討を加えて補助を出される、あるいは認可が与えられるというべきものではないと思ひます。予備審査がなくても、その点では同様だと思ひます。予備審査があつたのは、利害関係人と申しますか、組合員の意向を十分出させる機会を与え、異議の機会、紛争を調整する期間として予備期間があつたと思ひます。すなわち終戦後の個人の権利の尊重が非常に高く評価された時代においては、こういう手続をとらなければならなかつたと思ひます。そういう意味でありますから、これらを簡素化したからには、やはりどこかに問題が残つておると見なければならぬ。簡素化したからすぐ問題が解消したのではない。こういう複雑な規定を置かなければならぬほどの問題があつたのが、なくなつたから簡素化したのではない、こういう予備期間を置かなくては、内部的な関係において解決せられざるであらうという期待がなければ、私は簡素化の意味はなさぬと思ひます。予備審査の対象がなくなつたために簡略にしたのではないと思ひます。それよりも

事業を主体に、遂行をすみやかならしめるために予備審査を省略したのだけども、問題はやはり残つておる。その問題の解決を法律の上で解決するのではなくして、実際の面で解決しようということであらうと思ひますが、そうではないのですか。

○平川政府委員 それは確かにお話のように、法律の面において簡素になつた部分は、事実の面においてこれを補つて行かなければならぬと思ひます。ただ必要最少限度の個人の権利、利害関係人の意向が十分反映するといふ程度のことにはこれを確保しておる。だが従来の予備審査等の手続は、非常に慎重を期しておりました。これならばお話をしよう個人の権利を守るのに間違ひないといふ点に非常に重点が置かれておつた。今後はその点は必要最少限度の手続にいたしたわけでありまして、運用面においてこれを補つて行く、間違ひなくこれを運用して行く必要がぜひあるかと思ひます。しかし、法律的にいつて、必要最少限度のそういう機会を個人に与える、あるいは審査の万全を期するだけのチャンスを持つておるといふことについては、欠けるところはないと思ひます。

○川俣委員 法律を簡素化したから、法律が不十分になつたのではないかと、いふことについて私は答弁を求めておるのではないのです。こんなに複雑にしておつたからには、複雑にしておつた理由があつたであらう。その実体がなくなつたために簡素化するといふのではなく、実体の事業成績をもつとすみやかに上げるようにするために、そちらに重点を置いて簡素化されたものだと

と思ひます。従つて予備審査をしななければならぬといふ客観情勢の実体が消滅したために簡素化したのではないだろ。う。しからばそれらの実体はまだ残されておる。残されておる問題を、この土地改良区の組合員等の関係において、適宜に自主的に解決されることに期待を置いて簡素化したものかと思ひます。実体がなくなつたから簡素化されたのではないと思ひます。土地改良区の中において、自主的にある程度解決されるであらうという期待がなければ法文を簡素化された理由にはならない。実体がなくなつたから簡素化したといふならわかります。しかし、実体はまだ残つておる。残つておるけれども、改良区の事業をすみやかに達成する上から、それらのものが残つておつても、さらにそれらの方の重点を置いて簡素化したという説明であれば私は承服するのであります。これはどうですか。

○平川政府委員 それはその通りだと思ひます。お話は事業を迅速に進めるために、手続を必要最少限度にしてやつて、しかも一方においては前の複雑な手続をやつておつたことによつてカバーされておつたという、な事柄を、これは実際の運用においてそういうことをやつて参るといふ御趣意だろと思ひますが、その通りだと思ひます。○川俣委員 では次に移りますが、土地改良区の事業主体は、農協の土地改良区にある。それを今度あらためて市町村から熱望のあつた今までの紛争を一応解決する意味において、市町村設立の土地改良区を認めていたこととは、実際に合う計画であらうと思ひます。ところがこのように農協の行

土地改良区があり、または組合的な土地改良区があり、町村が設立する土地改良区があるというように、一つの町村にこういう三つのものが出るのが予想されるのであります。こういう点がありますので、おそらく町村の設立の土地改良区というものを認めてほしいという要望は、これらのものの解決をねらつての希望であつたかと思ふのですが、将来農協の行う土地改良区あるいは組合的な土地改良区、町村の設立する土地改良区等の合併、併合等については、どのようにお考えになつておるか、どのような方策をおとりにする予定でありますか、その点をお尋ねしたい。

○平川政府委員 これは先ほど申しましたように、土地改良区が行うということが一般的に申せば一番適切である。そのために特別の制度を設けておるわけでありまして、それが一番適切であると思ひますが、村々の事情によりまして、あるいは農協のやつておる、あるいは市町村がやるということも例外的に認められておるということに考へておるわけでありまして、お話をよくな三者間の問題といたしましては、できれば土地改良区が行うように三者で仕向けて行くことが、土地改良区のある場合においては一番適切かと思ひます。これは村々の事情によることでもあります。その間の三者の調節については、これらが矛盾相対したりすることのないように指導して参るようになつてほしいというふうにお考えます。

○川俣委員 それではこうした事態におきましては土地改良区一本に調整して行くような方策をとつて指導して行

かれる、こういうふうにご了解してよろしくご意見を。

○平川政府委員 それではつこうであります。

○川俣委員 次にお尋ねしたいのですが、これは言葉の名称の問題になると思ふのですけれども、土地改良事業を行つておる間においては土地改良区という名称が適当なのであります。土地改良が一応完成いたしました、あとの管理に入る場合に、それでもなお土地改良区という表現が持続されなければならぬわけですが、この問題は一応事業と管理とを区別してといひますか、切り離すことが必要ではないかと思ふのです。完成してある程度権利が確定いたしましたならば、今度は土地改良区でなく、むしろ土地管理区というように表現をかねて、おにも大きな水利、灌漑排水等を管理する管理区に変更されて、規定を別段に設けるか、あるいはこれを類例されて、そのような管理方式をあらためてとられることが妥当ではないかという見解を持ちますが、これに対する見解をひとつお示し願ひたいと思ひます。

○平川政府委員 確かにお話のごとく改良事業自体とその事後の管理とはかなり性質の違ふものでありますから、あるいは御説のようなことが考えられるかと存じます。ただいまのところは、改良事業自体の負担があと／＼までもつと残つて参るというふうな関係もございまして、一つの改良区であとの管理までもつとやつて参る、こういう体系に考へておりますが、少くとも事業内容はかなりかわつて来るわけでありまして、御趣旨の点について

はなお研究さしていただきたいと存じます。

○川俣委員 研究されるということでありまして、私はこの点についてよく申し上げませんが、固あるいは原の改良事業等が完成してしまつと、これはまた事業内容のかわつた管理事業になるわけですが、従ひまして土地改良事業という名称に必ずしもこだわるわけではないけれども、実態のかわつた管理方式が出て参りますから、事業の負担等が継承するような法律の条項は必要であると思ひますが、やはり明確に管理事業に入るならば、管理事業としての実態を伴うような法制化が必要である、こういうふうな時に思ふわけですが、これは村の土地改良区はまだ問題はありませんが、国の改良事業は必ずこれはどこかに委譲するわけですから、委譲されてもなお土地改良区というふうなことの表現はびんと来ない。これはいつか終るであらうというふうな、むしろ管理に十分な認識を持たないようなおそれもある参つておりますので、何とかもう少し事業をしたいようなものが残つておるところ、また大休国がやつたもので、小さいところの水利等についてこれは幾分改良区が残りますけれども、これらのものはむしろ管理に属することだと思ふので、むしろ管理規定を設けまして、管理事項を設けまして、一定の段階が終つたならばその管理事項に基くというふうな改訂して行くということが望ましいと思ふのであります。次の国会等にそれらの改正が政府から出されるということを期待いたして、その点についての質問は終ります。

○平川政府委員 これは先ほど申しましたように、土地改良区が行うということが一般的に申せば一番適切である。そのために特別の制度を設けておるわけでありまして、それが一番適切であると思ひますが、村々の事情によりまして、あるいは農協のやつておる、あるいは市町村がやるということも例外的に認められておるということに考へておるわけでありまして、お話をよくな三者間の問題といたしましては、できれば土地改良区が行うように三者で仕向けて行くことが、土地改良区のある場合においては一番適切かと思ひます。これは村々の事情によることでもあります。その間の三者の調節については、これらが矛盾相対したりすることのないように指導して参るようになつてほしいというふうにお考えます。

次の問題は農地局と農業改良局と二つあるために、これは土地改良という

ことであるけれども、農業改良普及事業の中には、農民の知識あるいは技術あるいは気象調査あるいは雨量調査、あるいは土質調査というふうなものがある。これは土地改良の中に含まれておる。これは土地改良と密接不可分の関係なんです。雨量なり土質なり気象というものは密接なものなんです。また農事試験場というふうなものも土地改良とはかなり関係の深いものを、局が別だからというのでわざ／＼二本建にしておられるようでありまして、目的はもろ／＼非常な隔たりがあります。農地改良普及事業というものはおもに技術員を養成したり、農民の生活改善をいたしたりするのでありますけれども、何といつても農民の生活改善の基礎になりますものは耕地であります。この耕地の問題を解決せないと農民の生活の改善はなかなか容易なことではありません。だからといつて非常に関係が深いといへば、それほどではない部分もありますけれども、やはり基礎になりますものは耕地でありますから、耕地の土質あるいは雨量等が考えられなければ土地改良事業も全きを得ないわけですから、ところがこういう農業改良普及事業の専門技術員または普及技術員というふうなものがあつておるの活動いたしておるわけでありまして、これを独立して活動させておるのではありませんが、土地改良事業等につきましてもこれを活用することが考へられなければならないと思ふ。政府では小さく幾つも／＼関係を分離いた

しますけれども、末端において活動しておる部面はその村ではありませんか。それを幾つも予算がわかれて来て、わずかの経費で仕事をしておるということになる。むしろこういう農業改良普及員等を活用しながら土地改良事業を行つていかにさせることが必要ではないかと思ひますけれども、この点についてはどうなふうにお考えになつておられますか。

○平川政府委員 これはまさに御指摘の通りであります。われ／＼もその点において非常に密接な関係があります。にもかかわらずとかくこの関係が連絡密接を欠くというふうな感

じつておるわけでありまして、これにつきましては特に最近におきましてはその点の欠陥に非常に強く注目をしていたしまして、両者の関係を密接にすべくいろいろな手段を講じております。両者の間においては、土地改良の事前あるいは事後についての農業技術の関係等については意思の疎通をはかる等、これを本局両者においても密接にはかつております。また試験場等の助力を求めることについても、農地関係の各部局において地方の試験場等の助力を求めるとをやつております。またそれに

ついて試験場側として、大いに助力を与えることについて改良局も指導をしてくれ、こういうことになつておると思ひます。

○川俣委員 だん／＼なつていゝうお説であります。私はもつとすみやかな調整が必要だと思ふのであります。特に問題になつております砂丘地にいたしまして、傾斜地にいたしまして、今後問題になる灌漑畑にいたしまして、試験場の指導が得られな

ければ、完全な土地改良区の事業としては成り立たないと思ひます。おそろく今までの勘の農業から科学の農業に切りかえて行くという指導をされていふと思ひます。日本古来の長い経験からする勘の農業といふは、農民の伝統的な経験、習慣によるところの農業からなかつて脱し切れないのを、科学の農業に切りかえて行つて増産に役立たせよう、こういうことから土地改良区の設定なども最近出て来ておると思ひます。むしろ長い経験の慣習とは時には衝突するかもしれませぬけれども、やはり科学的な指導が必要であらうと思ひます。特に民主化されました結果、数の決定が必ずしも科学的であるわけではない。むしろ多数の決定の方が非科学的である場合もあり得るわけですね。数の決定が円満に行く場合においては尊重されなければならぬけれども、必ずしも科学的なものだとは言ひ切れないのですから、こういう点について、試験場等の試験成績、普及事業等の成績を、十分土地改良区がくみ入れてやつて行かなければならぬ時期に到達したと思ひますから、この点についてはさらに十分その活用が望ましいと思ひます。

また国の財政資金の有効的な使用の面から見ても、これらを活用することとが試験場の成績の評価をさらに大ならしめるものもあると思ひますのでありまして、この点について一段の考慮がされなければならぬと思ひます。一応こういう点を希望として述べまして、残余の問題は、予算の問題がありますので、大臣の出席を求めて続行したいと思ひます。この点は局長も当事者でありますから、予算獲得のために奮闘されておるだろうと思ひますけれども、奮闘しておる局長にお尋ねしても十分な回答は得られないと思ひますので、大臣の出席の際に続行したいと思ひます。

○井出委員長 承知いたしました。次に久保田(豊)委員 私に簡単に具体的な点について二、三お尋ねしたいと思ひます。

その一つは四十八条です。前には、利害関係のある農民の三分の二以上が出席をして、しかも三分の二以上の議決を経なければならぬとあつたのを、単に三分の二以上の同意を得ればよいということにかつたわけなのですが、これはことに事業をやる方の人から言いますと、非常に簡単でいいと思ひます。それはどういふことかという、同意のとおり方いかんによつては、ほとんど知らないうちに実行される可能性があるから非常にいいのであります。特に農林大臣が必要と認めてやる場合に三分の二以上の同意にした根拠、またこの同意を具体的にどのういふふうにとつてもりかを伺ひたい。この同意といふものは、ほとんど末端の農民は何にもわからずに判を押させるといふことに必ずなる。そしてあとでいふ、勘定のときになつて、負担がよけいになつたり、土地の移動、配分をする場合にそのういふはずではなかつたかといふことになる危険性が非常に多い。手続は非常に簡便になつたと思ひますが、なぜこういう規定を設けなければならぬのか。また同意といふものを具体的にどのういふうちに実際に施行して行くつもりか。こういう点を四十八条と八十七条に関連して、特

に八十七条の場合は、何にもわからぬうちにやられて、あとで農家が汲々とする場合が必ず出て来るように推測されるので、特にこのういふふうに書いた理由、並びに具体的にやる場合にこれをどういふふうにするかといふことの考えがあれば、お聞かせいただきたいと思ひます。

○平川政府委員 これは率直に申しまして、先ほどお話のような弊害があるうかと存じております。ただ実際問題といたしますと、この計画変更の手続が三分の二以上の出席及び三分の二以上の議決といふことは、実際問題として非常に金もかかり、非常に組合員みんなが迷惑をする。中には、計画変更と認められるべきようなものを、設計変更のような形において変更して来る例が非常に多いわけでありまして、そういうことでは何にもならないのであります。やはり計画変更に當るべきものは計画変更として手続を得させた。しかしあまりに酷な条件、手続を課しますと、それが組合員に対して非常に困難で、迷惑を組合員に及ぼすといふことからいたしまして、そういう設計変更のような手続で出て参る事例が非常に多かつたのであります。ここは非常にむづかしいところでございまして、運用を誤たなければ、その方が便利であり、実際のところはなかつたかといふのでございまして、そういう問題のありやうな、一部に負担がよけいにかかるというやうな場合については、特に県なり国の方でもよく注意をいたしまして、むづろさにも三分の二の同意がとられていふといふおそれがないかどうか、この辺もよく検討いたし、変更

の内容によつて特に負担が多いといふときには特に注意をいたしたい。ただ実際問題といたしまして、計画の変更に當るものが、このむづかしい手続のために、設計変更といつたやうな形で出て来る事情を聞いてみますと、これを改めるのは何万円とかかつてたいへんなのだといふことが非常に多いのであります。そういうことからいふうに改正したのであります。その点については注意をいたしたいと思ひます。

○久保田(豊)委員 非常に金がかかるということですが、実際は金がかからないのです。いかげんにごまかしてやるからそういうことになる。私どもも実際にやつて来たが、決してそういうふうには金がかからない。同意といふことになる、何が何だかわからないうちに結局判をうつちやつて、これにみんなが同意したからといふやつことになりがちなんです。同意といふことの内容を省令その他で定める場合に、その手続なりなんなりを、いわゆる一部のボスがつかつてなことをしないように、農民が計画の変更によつて自分が負担をしなければならぬ負担なり、あるいは土地その他についての移動が出て来るわけですから、そういうことをはつきりのみ込んだ上で同意の行へるやうな措置を具体的にとらないと、このままでやる場合には非常にまづいことになる。この点注意をしておきます。

それからもう一点は、九十六条で町村を今度事業主体にすることになつた。これは私も賛成であります。が、この政府の原案のうちには、町村

会の議決を経て、あとは利害関係人三分の二以上の同意を経て実行するといふことになつておるが、問題はさうではないと思ひます。これはあとの運営が非常に問題です。土地改良の事業には権利、義務の移動に伴つて負担が必ず出て来るのであります。しかも管理その他の運営がうまく行かない場合には、片方においては赤字になり、片方においては農民の負担を増すことになる。私は長く町村長をやつて来たので、よくこういう事情を承知しておるのです。が、この運営をただ単に町村の検査を経て、町村長に一任するといふ考えなのか、私はそれは非常に危険だと思ひます。下手にまごつきますと、それによつて、土地改良に関するいろいろの経理の内容もほとんどわからぬ。しかも負担だけは税金と同様の形でとられることになる。この点を實際にどういふうに考へておるか。法律にさう詳しく規定することはできないにしても、實際の場合においては非常にこれは問題になる。私は根本には賛成だが、具体的な将来の運営管理をどのようにやるつもりであるか、これをはつきり聞いておきたい。

○平川政府委員 法律といたしましては、市町村の普通の機構で、こういう決議を経て、ただ利害関係人、資格者の三分の二以上の同意といふことで行つて参るわけでありまして、ただ実際問題といたしまして、お話のごとく市町村については、特別に土地改良事業と密接な関係を持つ機構といふものはないわけでありまして、この場合には、あとの運用の問題といたしまして、たとえば市町村農業委員会のようなもの十分な活用をはかるといつたやうな、

市町村長の専断に陥らないような、
そういう機構を考えたい。これは実際
運用上の指導でございしますが、そうい
うことを考えたいと思っております。
○久保田(豊)委員 その点は特に注意
をしてもらいたい。法律の中の運営機
構については、それは総代会なり何なり
はいいとしても、総会では問題がはつ
きりしない。実際に役員と機構をどう
するかはつきりしない、ほとんどこ
れは無意味になると思う。多くの農村
において、村会というものは必ずしも
農民の利害ばかりを反映するものでは
ない。特に平地や山村等においては、
所によつては半分近くは非農民が入つ
ておる場合が非常に多い。そういう連
中が何もわからずに、村長の意思でや
られると非常に困る。そこでどうして
も一面においては法律の中に、役員な
りその他の運営機構についての基本を
入れるべきだと思ふ。具体的にどうだ
という点は私も考えておりません。も
しどうしてもこれに当面間に合わない
というなら、施行細則なり何なりによ
つて、はつきりその点をしないと、農
民の側にとつても非常な不利になると
思うので、この点を善処していただき
たいと思ひます。

地の土地改良の場合は、どうしても十
町歩くらいにしなければならぬ。今の
農地の中では、やはり部落々々によつ
て二十町歩以下の排水水系統が続いて
おる場合がある。そのために非常な水
利費をかけたか何かする必要がある
ところ、こういつたことを対象とする場合
もあるものであります。そういう点で、
私はこの二十町歩というのは、限度が
非常に高過ぎると思う。もう少し団体
営と別の、たとえば共協営とかいう一
つの新しい概念で、もう少し簡便にや
れるような、そして小面積を対象に
してやるような限度ももちろん五町歩が
いいか十町歩がいいか研究する余地が
あるが、その程度のものをやつた方が
いいと思う。新しい範疇の土地改良事
業のわくはその面から考える必要があ
ると思うが、それは今までのように、国
営農営、団体営、その次に共協営とい
うような形の一つの範疇をつくつてや
る方が、比較的效果が上るのではない
かというところが考えられるが、その点
は農林省としてはどのように考えてお
るか、もう一回はつきり伺いたい。

○平川政府委員 これはある意味から
言つて、むずかしい問題でございまし
て、改良する方の立場から申しますと、
二十町歩というののもまだ限度が大
き過ぎるというところは確かにその通り
だと思ひます。ただ一面の金を出し
て国から直接補助をする対象といたし
まして、非常にこまかいところまで手
を出すことについて疑問もあるわけで
あります。ことに最近非常に問題にな
つております補助金の費途の問題等に
つきましても、非常にこまかいのをや
りますと手が届かないわけでありま
す。やはり災害復旧のこまかいものと

いうようなものに、いわゆる会計検査
の批難事項に当るものが非常にたくさ
ん出て来ております。農林省の調べと
いたしましては、十町歩くらいの団地
までは一応調べがあるものであります。
あまりこまかいところまで国が直接補
助金を配るといふことは、一面におい
てそういう金の費途の監督が十分に行
かないという面がある。現在これに対
しては長期融資の道をとつておりま
す。これは金利を下げて長期融資をす
るということも一つの道ではなかるう
かと思ひます。それからもう一つ考え
られますのは、今農単位の事業もある
わけでありまして、こまかいものにつ
いては農単位でやつばり目が届くわけ
ですから、農が農単位で助成をする、五
町歩、三町歩いろいろあると思ひます
が、そういうものについては国として
は資金の融資をする、もし助成をすれ
ば農単位で助成をする、そのかわり国
の方の助成は大きいところにつぎ込
む。どうせ実を申せば、改良関係の予
算というものが非常に不十分なわけで
ありまして、全体として、われわれの
合理的と考えられる要求から見まして
も、二分の一ないし三分の一という程
度に現在相なつておるわけでありま
す。その金をいづれにつぎ込むのがよ
り合理的であるかといふことになりま
す。まず大きいもの、少くとも今の
二十町歩以上のものに国としては助成
をして、それ以下のものについては国
としては資金の融資をする、そのほか
に農単位で助成するようにしたらどう
か。現在の予算なりあるいは実際の会
計検査等の実績からも考え合せまし
て、現在われわれはその程度に考えて
おりますけれども、さればといつて二

十町歩以下についてこれで十分であ
ると考へておられない。この点につ
いてはどう解決したいか、なか／＼めん
どうな問題だと思つております。思つ
ておりますが、一応さういふ考え方で
整理をしておるわけであります。
○久保田(豊)委員 今の局長の考へに
は私も反対であります。なるほど
大きなものにまとめて出すというこ
もむろん確かにある。しかし小さな
ものであり金をかけぬでも、早急に効
果の上るといふ地帯が相当あるのだ
であります。しかしそれは融資という概念
ではどういふ割合でもない問題である
や。やはり少額といへども国が補助する
という形にしてやつた方が、非常に効果
が早いと思う。今金がないからしよ
うがないといふかも知れぬが、一応さ
ういふ概念で出発をして、だん／＼金
をとる算段をしなればだつちにして
しようがないと思ひますので、この点
を根本的にもう一度考え直してもら
たい。
それからそれとやつぱり連関した問
題で、土地改良区の運営で非常に問題
になるのは、例の災害復旧の問題であ
ります。土地改良が一番困る問題は、
毎年災害があるといふので、多くの場
合において、灌漑排水なり耕地整理を
一度やつてしまふべきとはいふとい
うことには行かないので、年々水かけ
その他の負担よりは、実際農家として
は災害復旧に要する経費が非常によ
い。ところが政府からくれる金は
非常に額が少い。少い上に持つて来
て調査がおそくなる。それでその間は農
協その他から金融を受けていなければ
やれない。しかもそれが認められるや
ら認められないやらわからぬというや

うな点が非常に多いわけです。そこで
どうしても土地改良区の運営を完全
にうまくやつて行くには、災害復旧に要
する予算を少しよけいにとつて、その
が一番根本です。そうして補助率をも
う少し高くするといふことが一番大事
だと思ふ。実際にやつてゐるのはどう
かという、災害復旧でもらつてこつ
ちで負担しなければならぬが、負担が
できないから、多くは人足代くらいを
出してごまかすよりはかには土地改良
の経営がでない。こういう問題にぶ
つかつてゐるものですから、過般いろ
いる新聞等にも出ておつた通り、会計
検査院等から来れば、ほとんど全部が
不正だといふことになつて文句を言わ
れる。しかしやる方から見ると、そん
なに農民には負担はかけられない。金
はちよつと、しかもあとでしか来な
い。しかたがないから、設計などを
まかしてやつておく。そうするとすぐ
また災害が出て来る。こういうことを
毎年繰返しておるわけです。これでは
どういふ土地改良区そのものももうまく
参りませんし、耕地の維持そのものが
非常に困難だと思ふ。これはもちろん
大蔵省等からいへば、文句はあると思
ふが、農林省としては、法律をいくら
うまくかえらつて、そういう方がうま
く行かなければ何にもならぬわけ
です。この点は根本的に再検討する必要
があるのではないかと私は考へるわけ
ですが、これらに対する局長の意見は
どうですか、ひとつ聞いておきたいと
思ひます。
○平川政府委員 災害の問題は非常に
めんどろな問題でありまして、お話の
ように、負担をする農民の側から言え
ば、災害を受けてゐるわけでありま

から、負担力は非常に乏しい。しかし一面から申しますと、一時に非常に大量に発生するものですから、監督なり、指導なり、あるいは査定なりの目が届かない。そこでお話のような会計検査の關係の批難事項から申しますと、災害復旧が圧倒的でございます。二十六年、二十七年等におきましては、私も閉口するほどたくさん批難事項が出ておるわけです。これがほとんど災害復旧です。しかし國費を濫費していいということはどうしても言えないわけでありますから、これはやはり嚴格に規定を守つた運用をしてもらなければ困る。それには今のようないやり方ではわれ／＼はいくら勉強いたしましても、とうてい、いわゆる批難事項というものは防ぎ切れないのじやないかというふうにも考えられるわけであります。それから一方これは實際問題として、率直に申上げますと、中には災害の復旧計画として、いわゆる普通の改良事業が便乗して来るということもあるのであります。やはりこれを防がなければならぬわけです。現在では若干補助率が高いというだけで、しかも普通の改良事業の方は予算の關係上なか／＼採択にならない。災害の關係は非常に緊急性がありますので、審査等も粗雑にして採択をするという關係で、普通の改良のときにはなか／＼採択されなかつたのが、災害でもつてずつと通つて来る、かえつてその場合の方が補助率が高いというようなことがございまして、理論上は災害については負担力もないのだし、補助率も大いに上げて、予算を優先的にそこへつけて、これをまずやらなければならぬやというところは申すまでもないのであ

りますが、そういういろ／＼な實際問題がございまして、やはり補助率はこの合いのところというところに現在はないておるわけでありまして。私どももこれについてはいろ／＼検討しておりまして、これはここまで補助率をどうしたらよいという見当はまだついておりません。ただ復旧事業について、これが予算の關係で長年かかる。ことにおそい。そのために一時金をよそから借りてまでやらなければならぬ。この問題はどうしても解決しなければならぬ問題である。しかもこれは解決するに何の弊害も間違ひもないものである。そこでこれは予算が十分つきさえすればできることでありますから、われ／＼としては、罹災後少くとも三年後には完了すべしと言つております。ただ現在の状態においては、五年くらいに延びていることは御承知のことである。少くとも復旧年限を早める、おそくも三年くらいには復旧を完了するということとはぜひやりたいと考えております。

○井出委員長　次に農産物価格安定法案を議題といたし、質疑に入ります。

芳賀眞君。

○芳賀委員　私は各派共同提案にかかっている農産物価格安定法案の内容について若干の質疑を行うと同時に、これに関連して政府当局の所信を伺いたいと思ふのであります。

この法律案は、米麦以外の農産物に対して国が正常なる価格の維持をするというところに大きなねらいがあるわけですが、これらのことを現在の情勢の中において国の法律をもつて規定して実施するということは、ある意味に

おいて歴史的なものであるということ
を言ひ得るのであります。それだけに
この法律案の持つ性格というものは、
あくまでその基本的な性格の上に立つ
て的確に行われるという要素が必要で
あると思うのでありますが、

〔委員長退席、足鹿委員長代理齋
席〕

第一番に提案者にお伺いしたいこと
は、この法律案の目的とするところは、
米麦に次ぐ重要な農産物の正常な価
格の維持ということがうたわれており
ますけれども、その基本をなすものは、
この法律案によつて重要農産物の生産
を確保し、生産を増強させるというよ
うな積極的なねらいがあるかどうか、
あるいはまた単に消極的な、すでに存
在的な過剰生産のような様相の中にあ
る農産物を、重要農産物と指定してこ
の法律を適用するという意図である
か、この点に対してお伺いしたいので
あります。

○足立委員　この法案の目的とする
ところは、すでに芳賀君も御承知の通
り、農産物の価格を安定したいという
のが目的でございます。それで価格が
不安定になる要素につきましてはいろ
いろな場合があるわけであります。こ
国内で過剰生産に陥りまして物が余
るという場合には、価格が暴落する。な
おまた過剰生産でなくとも、外国から
農産物が多量に輸入されて、その
価格が国内価格水準よりも安い場合
には、国内の価格がそれによつて暴落
するという場合があるわけであります。
今回この法案の内容に取上げま
したかんに及び菜種の問題につきま
しては、今私が申し上げた原因の両方
にまたがりまして、いろ／＼の影響を受

けて放任いたします場合には非常に価格の波動を来すというおそれがあるわけでありまして、現にこの数年間の動きを見ましても、その著しい波動をいたしているような次第でございます。従いましてこれに對して、この法案の趣旨に盛られましたような諸種の対策を実施いたしまして価格を安定し、農家が安心をして生産にいらしむことができるようにしたいというのが法案のねらいでありまして、ただいま質問の眼目になつております増産をははかるところまでの積極的な意図があるかどうかという問題につきましては、場合によれば増産をはかる基礎にならないわけでございます。現在の状況から申しますと、ものによりましては、今著しい増産をはかれたものでは、価格の安定に非常に困難を生ずるという場合もあるわけでございますから、その辺は臨機応変な処置によりまして、価格の安定をはかり、農家が安心して生産にいらしめ、なおかつ農家の経済を安定しようという趣旨でございますから、芳賀君の何でも増産をははかるか、かれという御趣旨の御質問であれば、それにそのまま沿わない点もあろうかと思いますが、いずれにいたしましても、日本の農業が、外国の生産物の圧迫によつて非常な危険にさらされることのないように、あらゆる面から処置をとつて行きたいという趣旨でございます。

○芳賀委員 私のお伺いしたいことは、この法律の持つ一番の目的というのは、現在のわが国の食糧情勢を考へてみても、米麦等は外国から三百万トン程度を輸入しなければ絶対量が足りないというような情勢の中におい

で、むしろこういう足らないところの食糧生産に對して、これが大きな側面的な助力ができるというような、不可分の関係の中に置かるべき性質のものであると考えるのであります。そういうふうな点から考えると、この重要農産物としての一つの定義には、やはり食糧農産物を中心として、不足するところの農産物の価格の安定をはかるとして、その安定の上に立つて生産が確保される。しかも必要とする場合においては、それによつて生産が伸びるというような積極的なねらいを持つ必要があるのではないかというふうに考えるわけでありますが、この法律の内容、特に買入れ品目等を見た場合においては、そういうような積極的な意図がまったくうかがわれないうちに考えるもので、基本的には重要農産物というものをどういうように定義づけるかということを、お伺いしたいのであります。

○足立委員　ただいま芳賀君の御質問の点でございますが、たとえばかんしよ等について見まする場合に、今のまま放任いたしますと、すでに昨年度政政府の行政措置として買上げました穀分が七百万貫ストックいたしております。かような状態でもしも本年度放任いたしておきます場合には、増産どころではない、維持切つた減産をやらないでいければ価格の維持はとうていできないという状態でございますして、これは戦争中から永年作物を無理やりに転換せられまして、畑作地帯ではかんしよををつくる以外にないという、やむを得ざる宿命的な地域もあるわけでございしますから、こういつた地域の農民を救う意味からいたしまして、この法案の意義はまことに大きい。また逆に申し

ますと、これ以上積極的に増産を奨励する法案ではないかもしませんが、現在まで増産をはかつて参りました生産を、少くとも維持して、安心して農家がその生産にいそむことができないという性格を持った法案であると私は信じております。

○芳賀委員 提案者の御説明はまだ核心に触れておられようであります。そうしますと、重要農産物というものは、ここに明記されたような、たとえば「甘しよ生切干、甘しよでん粉、馬鈴しよでん粉及びなたね」というようなものが米麦に次ぐわが国の重要農産物であるかどうかということをお伺いしたいのであります。

○足立委員 数字的な問題に入つて参りますので、政府の方から補助的な説明をしてもらいたいと思ひます。

○芳賀委員 今お尋ねしたのは、数字的な問題でない。米麦に次ぐ重要農産物としてこれらの四品目が、はたして順位的に見ても、妥当適切なものであるかどうかということだ。

○足立委員 農家経済にとりまして、米麦に次いで重要な農産物であるという法案の規定に、かんしよあるいは菜種というものが適合するかどうかという御質問でございます。単に農家の経済に及ぼす影響という点だけで見ますと、全国には地方によりましていろいろな特徴がございますので、地域的に見ますれば、かんしよあるいは菜種以上に農家経済に大きな影響を持った農産物も多々あるかと思ひます。しかし全国的にまんべんなくつくられます農産物で、しかも米麦に次いで経済的に大きな影響を持つておるといふのは、まずこの辺ではないかというこ

とが第一点でございます。なおまたここに取上げました理由は、先ほども申し上げましたように、そういう農産物であつて、しかも生産事情あるいは外国からの輸入事情から見て、国内の農産物が価格の著しい変動を来しやうい危険にさらされておるといふ実態を見て、その必要があるからこういう法案をつくり、これに盛りこんで安定をしようということを第一次的に考えたのでございまして、将来他の農産物で、あるいは地域的にはこれ以上重要な関係を持つておるものもあるかと思ひます。こういったものが価格について著しい変動を来すおそれが生じた場合には、当然これに取入れなければならぬというふうに私も考えておる次第でございます。

○芳賀委員 この法律案が通つた場合においては、当然政府の責任においてこの法律のねらいとするところが実行に移され、最大の効果をあげなければならぬのであります。この法律が出来る前に、政府は食糧特別会計の中においてかんしよ、ばれいしよ濃粉等の買上げを昭和二十七年に行つたわけでありまして、これらのもを予算的に見ると、二十八年度においては大体十二億六千万円程度の濃粉の買上げを予定されておりました。前年度においては大体八億三千万円程度の予算を持つておつたわけでありまして、前年度における濃粉の買上げ等が濃粉の価格支持に對してどのような効果を現わしたかという点。それからもう一点は、現在の濃粉の需給情勢等もあわせて食糧庁長官からお伺いしたいと思ひま

○前谷政府委員 お答え申し上げます。とが第一点でございます。なおまたここに取上げました理由は、先ほども申し上げましたように、そういう農産物であつて、しかも生産事情あるいは外国からの輸入事情から見て、国内の農産物が価格の著しい変動を来しやうい危険にさらされておるといふ実態を見て、その必要があるからこういう法案をつくり、これに盛りこんで安定をしようということを第一次的に考えたのでございまして、将来他の農産物で、あるいは地域的にはこれ以上重要な関係を持つておるものもあるかと思ひます。こういったものが価格について著しい変動を来すおそれが生じた場合には、当然これに取入れなければならぬというふうに私も考えておる次第でございます。

○芳賀委員 この法律案が通つた場合においては、当然政府の責任においてこの法律のねらいとするところが実行に移され、最大の効果をあげなければならぬのであります。この法律が出来る前に、政府は食糧特別会計の中においてかんしよ、ばれいしよ濃粉等の買上げを昭和二十七年に行つたわけでありまして、これらのもを予算的に見ると、二十八年度においては大体十二億六千万円程度の濃粉の買上げを予定されておりました。前年度においては大体八億三千万円程度の予算を持つておつたわけでありまして、前年度における濃粉の買上げ等が濃粉の価格支持に對してどのような効果を現わしたかという点。それからもう一点は、現在の濃粉の需給情勢等もあわせて食糧庁長官からお伺いしたいと思ひま

○芳賀委員 私決してそういうふうな考えをもちたいわけではございません。その理由をいいたしましては、政府が二十六年度産の濃粉を買ひ上げる場合において、基本価格をかんしよ濃粉が十貫一袋で二千円、ばれいしよ濃粉が十二貫一袋で二千五百円という基本価格を一応設定したわけでありまして、ところが二十七年産の買上げに對する基本価格は、かんしよ濃粉に對して百五十円、ばれいしよ濃粉に對して百八十四円安基本価格を設定した。そういうことになると、当然生産物であるところの濃粉に對しても、その原料生産物、いわゆるかんしよであるとか、ばれいしよそのものの原料の価格等に至大なる影響を持つてございまして、かんしよあるいはばれいしよだけ

○前谷政府委員 御承知のように価格の支持という問題につきましては、農産物の性質上、その農産物が零細農家でありますし、また出まわり期等も一定しておりますし、また需要に對する弾力性がないというような、農産物特有の原因があるわけでございます。もし農産物の需給関係におきまして、純粹に需給の面のみで価格が決定されるということになりますと、それは普通の工業物と同様に、ある場合におきましては、法律も規定いたしておきますような、水準というようないふことも言い得られるかと存じます。農産物におきましては、純粹に需給条件のみから価格が決定されるのではな

○芳賀委員 今度の法律案によると、たとえば濃粉等の買上げをやる場合においても、原料基準価格というものを一應農産バリエイ指数あるいは生産費、需給事情等の経済情勢を勘案して主務大臣が決定することになると思ひますが、そういうことになる場合において、米麦の価格を決定するような場合においても、米価審議会等が持たれて、そこで十分真剣なる討論を重ねて、価格的にも正確な答申を行つてさへも、政府はこれを実施する能力を持つておられない場合において、何ら審議機関等の設置が行われないで、この法律の期待するような買上げ価格の決定あるいは買上げ数量の決定等が行われ

○前谷政府委員 御承知のように価格の支持という問題につきましては、農産物の性質上、その農産物が零細農家でありますし、また出まわり期等も一定しておりますし、また需要に對する弾力性がないというような、農産物特有の原因があるわけでございます。もし農産物の需給関係におきまして、純粹に需給の面のみで価格が決定されるということになりますと、それは普通の工業物と同様に、ある場合におきましては、法律も規定いたしておきますような、水準というようないふことも言い得られるかと存じます。農産物におきましては、純粹に需給条件のみから価格が決定されるのではな

○芳賀委員 今度の法律案によると、たとえば濃粉等の買上げをやる場合においても、原料基準価格というものを一應農産バリエイ指数あるいは生産費、需給事情等の経済情勢を勘案して主務大臣が決定することになると思ひますが、そういうことになる場合において、米麦の価格を決定するような場合においても、米価審議会等が持たれて、そこで十分真剣なる討論を重ねて、価格的にも正確な答申を行つてさへも、政府はこれを実施する能力を持つておられない場合において、何ら審議機関等の設置が行われないで、この法律の期待するような買上げ価格の決定あるいは買上げ数量の決定等が行われ

○足立委員 長代理退席、委員長席へ

○芳賀委員 今度の法律案によると、たとえば濃粉等の買上げをやる場合においても、原料基準価格というものを一應農産バリエイ指数あるいは生産費、需給事情等の経済情勢を勘案して主務大臣が決定することになると思ひますが、そういうことになる場合において、米麦の価格を決定するような場合においても、米価審議会等が持たれて、そこで十分真剣なる討論を重ねて、価格的にも正確な答申を行つてさへも、政府はこれを実施する能力を持つておられない場合において、何ら審議機関等の設置が行われないで、この法律の期待するような買上げ価格の決定あるいは買上げ数量の決定等が行われ

○前谷政府委員 御承知のように価格の支持という問題につきましては、農産物の性質上、その農産物が零細農家でありますし、また出まわり期等も一定しておりますし、また需要に對する弾力性がないというような、農産物特有の原因があるわけでございます。もし農産物の需給関係におきまして、純粹に需給の面のみで価格が決定されるということになりますと、それは普通の工業物と同様に、ある場合におきましては、法律も規定いたしておきますような、水準というようないふことも言い得られるかと存じます。農産物におきましては、純粹に需給条件のみから価格が決定されるのではな

○芳賀委員 今度の法律案によると、たとえば濃粉等の買上げをやる場合においても、原料基準価格というものを一應農産バリエイ指数あるいは生産費、需給事情等の経済情勢を勘案して主務大臣が決定することになると思ひますが、そういうことになる場合において、米麦の価格を決定するような場合においても、米価審議会等が持たれて、そこで十分真剣なる討論を重ねて、価格的にも正確な答申を行つてさへも、政府はこれを実施する能力を持つておられない場合において、何ら審議機関等の設置が行われないで、この法律の期待するような買上げ価格の決定あるいは買上げ数量の決定等が行われ

ると提案者は考えておられるかどうか、伺いたい。

○足立委員 昨年からの法案につきましては、各党間でいろいろ議論がかわされ、政府もこの法案の準備をいたしておたことは御承知の通りであります。今回この法案をつくり上げます場合に、実は今まで考えられておりました方式とその方法を大分かえて参りまして、特にこの法案のみとも申し上げべき点は、一時的に生産者団体に自主的な調整をやらせる。これはもちろん農林大臣の承認あるいは勧告のもとにやらせることにならざるを得ず、支持すべき価格等につきましては、農林大臣の定むるところに従つて、その実行に当るわけでございしますが、これに對して政府は資金のあつせんをして、生産者団体がその任務を達成するに遺漏なきを期するという事になつております。従いまして生産者団体が自主的調整に當ります場合、その年における需給の状況その他を考へまして、この辺の価格で行けば農家の経済も安定するし、需給の安定のためにも役立つであろうという線が出て来るわけでございます。今申し上げたように今回の法案は、こういった点に著しい特徴を持つておりますので、この価格の決定にあたりましては、別に審議会を設けるという構想もございしたけれども、まず第一次的に生産者団体の意見を尊重して農林大臣が定めるといふ行き方が最も具体的に実情に触れるのではないかと考へまして、この法案に書かれております通りの規定をいたしたような次第であります。

明によると、非常に政府が民主的な寛大性を持つておるといふことを前提として、それに期待を持つておられるようでありますが、われ／＼は決してそういうような安易な考えは持つておらないのでございします。御指摘になつた生産者団体に自主性を持たせるといふことは、もちろん現在の政府の持つておる財政面において、思い切つた買上げ等によるところのてこ入れはできないと思つております。そういう場合において、大きく取上げる問題は、生産者団体が自主的にこの価格の調整を行う任務を果すというのとは考えられるわけですが、これらの問題に對しても、たとえば生産者団体に對しても相當の効果を上げ得るだけの資金の融通等、政府は積極的なあつせんする用意がなければ、それに対する期待も出て来ないわけですが、前国会においても東畑食糧庁長官は、これらのことは生産者団体に大きく期待して市場価格の維持をはかりたいといふことを言つておられたことを記憶しておりますが、政府は本年度までの需給の価格維持に對して、どのような生産者団体に對する融資等のあつせんを行つたか、お伺いたします。

○前谷政府委員 需粉につきましては、農業協同組合におきまして、約千三百萬貫の需粉を買い上げ自主的な調整をはかる、あるいはまた需粉工業連合会におきまして、三百萬貫の需粉の自主的な調整をはかるという計画のもとに農業協同組合の系統の団体に對しては、農林中央金庫より常に必要な資金のあつせんをして来まして、また工業組合系統に對しましては商工中央金庫より、それ／＼の機構を通じまして、資金のあつせんをいたしまして、現在その実施中でございます。

○芳賀委員 次に、聞くところによると、政府は生切りばしを買い上げておるといふことですが、そういう点についてお伺いしたいと思ひます。

○前谷政府委員 ただいまの御質問は、生切りばしを買い上げたかどうかという点とだと思ひますが、生切りばしに付しましては、御承知のように現在の食糧管理法のもとにおきまして、これを買い上げるといふことは、法律の建前上困難であります。需粉と同時に生産者団体の自主的な協力を得まして、これに農林中央金庫よりの資金のあつせんをいたしまして、現在の生産者団体に對しまして自主的な調整をはかつておる次第でございます。法律が決定になりましたから初めて政府はこれに對しまして買入れをし得る権能ができるわけでありまして、

君御承知と思ひますが、その議論のありました問題は、これが長期貯蔵に耐え得ないという点でございます。従いまして政府当局におきましても、関係機関におきましても、相當異論のあつた点でございますが、私どももいたしましては、昨年度行政措置として需粉を買い上げたのでありますが、時期の遅れた点もございまして、原料基準価格が必ずしも維持されてない。結局農家は買いたたかれて、あとから需粉だけを政府が買い上げたという結果が生じたというところがあるものであります。これは需粉業者を保護するという法律の趣旨ではないのでありますから、さうなことのないうにするためには、需粉は長期貯蔵に耐え得ますので、最もかつこうな加工品でございますので、これを買ひ上げることは當然でございますが、同時により直接的に農家の優先を出すかんしよの価格を安定するような処置は必要だ。どうしてもこの際生切りばしを買い上げなければかんしよの価格を直接的に維持することは不可能である、かように考へまして、相當の難点がありましたけれども、この法案に相當無理をして盛り込んだような次第でございます。従いましてこの處理につきましても、最も注意を要する問題でございしますが、主として醸造用になつてほしい。特に政府がアルコール工場等も相當数運営いたしておりますので、こゝういつたアルコール工場の原料にはこれを優先的に使わせまして、この消化をはかつて行きたい、かように考へておるような次第でございます。

○芳賀委員 この生切りばしの問題は、もちろん内地の零細農家、特に加工工場をその辺に持たないという場合には、買ひ上げる性質のものであると思ひますが、今の御説明によつてその處理方が食糧よりもむしろ工業用のアルコール等の原料に考へていられると思ひますが、これを原料とした場合の採算度といひますか、そういう点について食糧庁長官は御研究になつておられますか。

○前谷政府委員 生切りばし等につきましても、この価格の決定いたしました買入れ価格によりまして、それを売却いたします場合には、法律の規定に従ひまして、買入れ価格または時価を下らないといふことになつておるわけでありまして、これはその關係におきまして政府が負担を生ずるかどうかが、またそれを売つた場合におきまして、その採算価格がどうなるかといふことは、もちろん買入れ価格にも關連することではございしますけれども、売渡し価格といたしましては買入れました価格と時価とを下らないように売つた、その結果として場合に依りますと、そこに食糧特別会計として損失が生ずるといふようなことがあり得るのも法律の建前上、法律の趣旨を尊重いたします場合にはやむを得ない場合があるかと存じます。

○芳賀委員 次に私は菜種と麦類の作付の關連の上に立つて御質問をしたいと思つておるわけであります。統計調査部長が見えておらぬやうであります。こゝういふような一つの農業政策が出る場合においては、當然これの裏づけになるように、あるいは全国的な農作物の作付の趨勢であるとか、それが市場価格の変動によつてどういふやうに毎年変化をもたらす得るかといふやうな、

重要な資料というものが当然統計調査部あたりから事前に提出されてしかるべしと思ひますけれども、相当広汎な一つの陣容は持つておるようでありませうけれども、当委員会等においても、非常は貴重な資料等がいまだ統計調査部からあまり送付されておらぬようなことは、遺憾とするところであります。特に聞くところによると、安田部長所用のために休んでゐるというやうなことでは、連日国会では炎暑の中でやつてゐる場合において、どういふやうな用件が知らぬけれども、これは怠慢でないかと思ひますので、この点は委員長からも御注意を願ひたいと思ひます。

私は二十六年から二十七年、二十八年にわたる麦類と菜種の作付がどのやうな趨勢をたどつてゐるかということ、一応資料を調べてみたのでありますが、麦類の場合においては、二十六年度においては田作、これは麦作になつてゐると思ひますが、大体七十七万町歩、畑作が八十九万町歩で百六十六万町歩であります。二十七年においては田作が七十三万四千町歩、畑作が八十六万八千町歩で合計百六十万町歩であります。二十八年においては田作が七十一万七千町歩、畑作が八十五万一千町歩、合せて百五十六万八千町歩であります。麦類の作付面積が漸減してゐるという傾向です。二十六年度と二十八年度と比較すると、田作において六万三千町歩、畑作において四万町歩、合計十万三千町歩作付面積が減つてゐるという数字が出て来てゐる。その反面に菜種の場合には、二十六年度田作が九万二千町歩、畑作が五万二千町歩、合計十四万四千町歩であります。二十七年においては

田作が十三万三千町歩で、畑作が八万四千町歩、合せて二十一万七千町歩、二十八年においては田作が十四万七千町歩で畑作が九万三千町歩、約二十四万町歩であります。そうすると、菜種の場合は二十六年度より二十八年度の方が田作においては五万五千町歩ふえております。畑作においては四万町歩ふえております。合せて菜種の方は二十六年度より二十八年度は九万六千町歩ふえてゐる。かういふことを対比した場合においては、一方では麦類の作付がだん／＼と減つて、その減つた数字が菜種の増反の面に現れて来るということは明確にうかがわれますし、その数字も大体同じであります。これらのことを考えますと、国内における麦類の生産というものは、まだ飽和点に達しておらないのであります。菜種の場合には作付が暴増するといふことは、むしろ裏作として麦類をつくるよりも、菜種をつくつた方が採算度が高いである、あるいは土地条件等において、相当の湿地帯においても菜種は十分成育するといふやうな条件にも恵まれてゐるので、かういふ傾向をたどつてゐると思ふのであります。かういふやうな一つの相関性の上に立つて菜種を相当数買い上げて価格支持を行ふといふやうな場合において、今度麦類と菜種等の相関性の上に立つた見通しはどういふやうになるかといふことを、これは食糧庁にも関係があります。統計調査部の担当の方が来ていれば、的確な御説明をいただきたいと思ひます。

○前谷政府委員 今芳賀委員の御指摘のように、麦作の關係、菜種作の關係はその通りでございます。相当部分は

麦が菜種にかつたといふことは指摘されるかと思ひます。全部とは言へないかと思ひますが、傾向としてかういふことのあることは御説の通りでございます。御承知のように、麦は戦時中海外との交通の杜絶といふやうな關係で、相当不慮地にまでつくつて参つたといふやうな事情でございます。現在においても、戦前でありました昭和十五、六年に對比して、麦の作付が減つてはゐるが、一方の現実にございまして、反収の上においてもだん／＼上つて参るといふことで、戦時中あるいは戦後の非常に食糧不足の状態において、ある程度不慮地における麦の作付も現実の問題として要請されて参つたわけでございます。だん／＼に食糧事情も緩和いたしますと同時に、農家といふ土地の効率的な利用といふ面からいひまして、自然に自主的な作付プランテーションが行われることだろうと思ひます。そのやうな点におきましては、それ／＼の面において十分考へて参らなければならぬわけでありますが、われ／＼食糧庁にいたしましても、もちろん主要食糧の麦につきましましては、一方農林省全体として増産計画をやることは当然でございます。またその価格についても適正な価格においてこれの生産の増強をはかつて参るといふことは当然のことと考えております。

○芳賀委員 これは非常に重要な問題だと思ひわけなす。食糧政策の上からいつても、国内における麦や大豆等が国際価格に比較して割高であるから、安いものを外国から買つた方がい

いといふやうな安易な考え方をもし長官が持つておられるのだとすると、これは日本の食糧行政の上においてまつたく逆コースだと考えております。外国の農産物事情と比べて日本の農産物は、米は別であります。が、国際的にもな／＼太刀打ちできないと思ひます。かういふ場合においては、いかにして日本の農業を守つて、国際競争にも耐え得る力をつけるかといふところに政策の基本があると思ひわけでありまして、ただ採算上あるいは国家の財政上これを安易に考へるというのでは、どうして避けなければならぬ。たゞ国内の現在の麦や大豆が割高であつても、生産を高めてコストを引下げるといふやうなことを、まだ／＼いろいろ行ふ余地があると思ひます。ことに畑作の場合においては、かういふやうな余地はさう残されておると私には考へておるわけでありまして、菜種に關連して申し上げますが、これは提案者にお伺ひします。普通性のないやうなものを一應取上げておらないといふことを言われましたが、私は大豆の問題を一つ拾ひ上げて、これが全国的に見て普通性のある重要農産物であるかどうかといふことをお伺ひしたいのであります。その前に数字を申し上げまして、大豆の場合においては、昭和二十五年には四十一万七千町歩作付が行われておる。二十六年度には四十二万六千町歩、二十七年においては四十一万三千町歩、大体四十万町歩をちよつと出たから平均の作付の数字がずつと流れております。この場合地方的でない証左は、この中で生産高においても反別においても一番主たるものを占めておる北海道においては、二十六年度

においては八万七千町歩であります。二十七年は八万八千町歩、二十八年は七万七千町歩、かういふやうな比率をもつておるわけでありまして。もう一つは、大豆の場合は国内消費高に間に合はないといふ点であります。一九五〇年には十七万七千トンの大豆輸入をやつており、五一年には三十一万八千五百トン、五二年には十六万七千トンを、これはやはり国内において不足しているから外国から輸入しておるということになるわけでありまして。現在国内価格と輸入価格とは国内の方が割高ではありますけれども、かういふやうな点からいつても、大豆といふ農産物が蛋白質源として、あるいは油脂原料として、米麦に次ぎ三位に位するくらい重要な農産物であるといふことを私は指摘したいのであります。これらに対する提案者の御所見はどうでありますか。はたして普通性のないものであるかどうか。重要度の少ないものであるか。価格支持の緊迫度がまだ薄いと考へておられると思ひつけられ、この法案の基本的な立場に立つた農産物としての重要度合いと、普通性に対する御所見を伺ひたいのであります。

○足立委員 ただいま大豆の問題に触れます前に、菜種と麦との問題につきましまして、提案者としての所見を申し上げてみたいと思ひます。先ほど芳賀委員から指摘されました、麦の作付けが菜種に転換をしてゐるのではないか、これは芳賀委員と私は同感でございます。この傾向がますます増大されて、幸ひにして油脂資源が国内でまかなえる時代が来たといひました。一方主要な食糧である麦が減産をいたしまして、それがた

めに貴重な外貨を使つて外国の食糧に依存をするということになりましてはたいへんな事態でございます。従いまして、最初の芳賀委員の増産をする意図がこの法案にあるかどうかという御質問に對しまして、私がまことに適切の悪い答弁をしたのであります。この菜種の問題があらまうからなか／＼その点が割り切れなかつたのであります。しかしながら、菜種が増産をされまして、油脂資源が国内に豊富になり、従つて大豆の輸入等もこれによつて相当抑制をされて参つております。たとへば二十七年実績を見ましても、輸入による大豆が四万六千五百トンでございます。国内産の大豆はわずかに二千五百トンという数字でございます。二十八年度の需給計画におきましては、この輸入が、大豆にいたしまして八万トンを抑制し得るということになつております。実は菜種は、表面に現れております数字以上に増産されてゐるのではないかと思ひますので、この八万トンはもつと／＼抑制できるのではないかとことが想像されますから、この面におきまして、菜種の増産は非常に大きな効果を發揮いたしまして、外貨の節約にも役立つてゐると思われぬわけでありまして、先ほど申しました通り、麦がほとんど転作されて行くことになりまして、これは重大な問題でありますので、やはり支持いたします。価格にいたしまして、現在の価格が正しいかどうかというとは別にいたしまして、一応政府で需給調節をやつて、間接統制をやつて買入れ価格を決定いたしておりますので、この買入れ価格と

比較いたしまして菜種の方が著しく有利であるように決定したとするならば、これは自己撞着と申しますか、政策上の矛盾がある、かように考えますので、価格を支持します点につきましても、おのづからこの辺の兼ね合いの点が微妙でございますが、そういう点を兼ね合いにして価格を決定しなければならぬのではないかとこのことを提案者として考えている次第であります。なお大豆の点でございますが、ただいま数字で申し上げました通り、国内産の大豆はごくわずかな量でございます。従来ほとんど輸入にまつておつたわけでありまして、満洲大豆が来りました時代にはきわめて低廉でありまして、国内の蛋白質源としてもあるいは油脂資源としても恵まれておつてわけでございますが、最近アメリカの高い大豆を買わなければならぬという点に非常に悩まざるわけでございます。社会党が主張されておりますように、中共貿易が盛んになりまして、中共の安い大豆がどんどん入つて来るということになりますと、これは保護関税を設けて——先日も委員会で決議いたしましたように、こんなにやくに對する関税を引上げておられますが、あのような処置をとらなければならぬ事態も起るのじやないか。あるいはまたこの法案に大豆を盛りこんで、国内の大豆を保護するといふような処置をとらなければならぬのじやないかとこの案に考へておりますが、ただいま芳賀委員の御質問の大豆に普遍性があるかないか、これは私は普遍性があると思ひます。全国どこでもつくつております。しかししいわゆるしら畑あるいは裏作にいたしまして

でも、そつくり大豆に使つて大量生産を計画している個々の農家は比較的少いのであります。北海道あたりは別でございますが、何といひましても地域的に偏在していることはいふまでもない事実であります。しかし地域的に偏在しているからこの価格安定法に入れないと、ただちにそれだけの理由をもつて申すのではなくして、芳賀委員も御指摘の通り、今私が申し上げた数字で明らかになつて、現在幸か不幸か輸入する大豆も高い。それにつられて、大豆の価格の変動等を見ましても、昭和二十五、六年の平均で大豆が一升五十一円八十八銭でございましたのが、二十七年平均におきましては七十一円三十九銭、二十五、六年度の平均を一〇〇といたしますと、二十七年平均が一年で一三七・六と指数が向上してござりまして、他の農産物に例を見ないような向上率でございます。かような観点からいたしまして、現在はこの農産物の価格安定法に大豆をただちに取入れる必要はないと私は考えた次第であります。その必要が起つたときに処置をすればいい、かように考へておるような次第であります。なおよく御理解願うために申し上げますが、この農産物の価格安定法は価格支持の法案でございます。需給調節、間接統制をやらうという趣旨のものではないわけでありまして、もちろん輸入を制限したりいふ／＼な処置によりまして、間接的には需給調節に役立つことは事実でございますが、現在麦について政府がやつておりますやうな、間接統制というやうな強い内容を持つた法案ではないのであります。価格を支持するといふ意味の法案であ

ることを御了承願ひたいと思ふ次第でございます。○芳賀委員 もう若干質問しておきますのは、今提案者のお言葉の中に、社会党あるいは中共貿易というやうなお話がありましたが、私の法律に對する不満は、各党共同提案であつて、いわゆる最大公約数になつて一応曲りなりにもかつこうができてゐるということからいたしまして、各党の基本的な政策の面からこれを説明してゐるのではないのであります。そういうやうな私の質問にもかかわらず、足立委員が非常に遺憾であります。これらの論争を必要とするならば他日いつでも行いたいと思ひますけれども、これはこの場合におきまして先ほど私が言ひました大豆の普遍性というものは、国内における重要農産物としての普遍的の価値があるのではないかとこのことである。たとえば北海道等の方に極限されているやうなお話もありましたけれども、北海道における畑作農業といふ一つの特質の中において、大豆の作付といふものは非常に重要性を持つておるかといふことをもう少し御研究を願ひたいのであります。決して一地区に限定した理解の上に立つて私は発言してゐるのではないのであります。また価格が何と市場的に維持されておるからといふ考へ方でこれを切つたといふのであるなら別でありますけれども、切りばしめいも或種に比べて重要度が低いといふやうなことである場合においては、これは絶対に譲ることのできない点であります。もう一つ申し上げたいのは、これは

かつて大臣に對する基本政策の質問の中でも申し上げましたけれども、アメリカの下院においては、麦類の価格が現在支持制度をとつておるわけですが、現在の価格を支持することが困難である。それで大体作付面積の切下げを行うことにしなければ、現在の支持価格を二〇％くらい切り下げざるを得ないといふことを法律によつて上院の方にも送付して、そして生産者団体に勧告を行うやうな配分があるわけでありまして、そういう点から考へた場合においては、特に日本の貧弱なる国家財政の中において一定の価格支持を行うという場合においては、やはり生産に對する計画性、生産の調節というやうなことは可能な範圍において行ふべきであると私は考へるのであります。それを行わぬ場合においては、今現れて来てゐるところの麦と菜種問題であるとか、いふ／＼の問題が出て来まして、国の食糧生産と普及したやうな方向に価格支持の効果が行かないとも限らないわけでありまして、提案者はこういうやうな点においても、今後政府に善処方を伝えるやうな御意思はございませうか。○足立委員 芳賀委員とまつたく同感であります。芳賀委員、また皆さん方の御協力も得て、今後ひとつ論じたいと思ひます。○芳賀委員 私は結論的にこの法案の中で物足らぬやうな点だけを指摘して質疑を終りたいと思ひますが、結局自主的な調節に對して、これはなまぬるい政府の施策に期待を持つことはできないのであります。こういう点が、法案の中において明確性を非常に欠いておるといふ点が一点、それからかんし

て、その生産物の最低の価格を支持してやるといふことは非常に重要な問題でありまして、ことにアメリカのような相当規模の農業においてすら実施されておる制度でありますので、今日この法案が当然こういふ考え方をもちまして、実施されることは、当然過ぎるほどの問題であります。ただここに問題になりますのは、今日日本で、実施しておりますところの麦の統制撤廃後の政府の最低価格支持も、これも農産物価格安定法の一つでありますし、また繭に対しますところの政策も、繭糸価に対する安定法も、これと同じ意味の性質を持つておりますので、そういう観点からいたしますと、もう少し農産物の価格安定という一つの政策は、大きな基本的なものとして、画期的に取上げなければならぬ時期が来ておるのじやないか、そこでその一つの芽ばえとして、ここに農産物価格安定法という形で、別な角度から打出して、やがてはこれに対する経理の面におきまして、一つの特別会計を持つというところまで行かなければならぬものだ、こう考えております。そこでこの法案の今後の実施あるいは今後この法案の改正の方向というものに対しては、まだくたくさんの残されたものがあると存じておりますので、この際ばさしあたり、この農産物価格安定法を施行するにあたりましての附帯決議をつけて、賛成したいと思うのであります。

ここに附帯決議の案文を読み上げます。

農産物価格安定法案に対する附帯決議案

農産物価格安定法の制定に当り、

政府は、左記事項に留意し、もつてその運用の適正を期すべきである。

記

一 農産物等の価格の安定をはかることは、生産者団体の本来の使命であるにかんがみ、政府は、まずもつて、これら生産者団体が自主的販売調整を行うに必要な低利資金の斡旋等必要な措置をとるものとし、政府の買入は生産者団体の自主的活動の助長をはかる考えの下に行うこと。

二 特に甘し、切干については、長期貯蔵が困難な事情にかんがみ、極力、生産者団体をして販売調整を行わしめ、糖蜜の輸入を抑制し、自主調整品をアルコール専売特別会計で買い上げる等の措置をとり、政府買入に伴い財政負担とならないよう留意すること。

三 政府は、価格安定の目的を達成するため必要がある場合は、本法の対象品目に対する競合物資の輸入制限等適切な対策を併せ講ずること。

四 生産者団体が本法に定める農産物の需給調整のため農林大臣の勸告又は承認に基づきこれを保管した場合、その農産物等が、天災、地変等の不可抗力により損害を蒙つたとき、政府は適切な救済措置を講ずること。

五 本法に定められた以外の大豆その他の農産物であつて、今後特に価格安定措置を必要とするものが生じた場合は、情勢に応じてこれを追加すること。

六 農産物等の政府買入価格の決定については、米価審議会に報告すること。

以上であります。何とぞ委員諸君の御同意を得まして、この附帯決議によりまして、今後の運営に全きを期したいと存するのであります。

○井出委員長 政府側の所見を求めます。

○前谷政府委員 ただいまの金子委員の御討論にごさいました附帯決議につきましては、農林大臣にも十分御報告いたしまして、御趣旨の点を実現するようにいたしたいと思ひます。

○井出委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより農産物価格安定法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○井出委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に先ほどの附帯決議について採決いたします。この附帯決議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、この附帯決議を付するに決しました。

なおお諮りいたします。本日議決いたしました両案に関する衆議院規則第八十六条の規定による委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御意議なしと認め、さよう決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十二分散会

〔参照〕

開拓融資保証法案(内閣提出)に関する報告書

農産物価格安定法案(足立篤郎君外二十三名提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕